

55 教練実施に要する補助員臨時派遣に関する件に付公私立
大学等へ通牒
〔昭和十二年十一月〕

(注記1) 發普一三七号
定決裁 11月25日 文書課長 (有原) 發
送 11月26日 起案者 (土田)

昭和十二年十一月十六日起案

学務課長花押 事務官

普通学務局長 (藤野)

(注記3) 次官 花押 (河原)

専門学務局長 (山川)

実業学務課長 (小笠原)

社会教育局長 (田中)

学務課長 (有光)

課長出張中 (柴沼)

(注記4)

(乙黒)

(佐藤)

(武本)

(美作)

(高坂)

(岡村)

(小島)

(渡邊)

(印)

(下 札)

(注記5)

年 月 日

案

次官

地方長官

直轄学校長

私立大学、高等学校
及専門学校長

各宛

予科、専門部、
教員養成所ヲ
有セザル大学、
女子ノ学校及
盲、聾哑学校ヲ
除ク

教練実施ニ要スル補助員臨時派遣ニ関スル件 照会

十一月一日付發普一三七号ヲ以テ標記ノ件ニ関シ通牒致置キタル
処右ニ基キ派遣ヲ受クルコト、相成タル際ハ左表ニ依リ御報

告相成度

追テ派遣セラル、補助員不特定ノ場合若ハ派遣ノ期日一定セザル場合等ハ所定ノ欄ニ其ノ旨御記入相成度

記

| | | | | | | |
|-----|-------|----|-------|-------------------------------|---------------------|-----|
| 学校名 | 補助員氏名 | 階級 | 所属部隊名 | 派遣期日 年月日ヨリ 一週何回 何曜日等 | 教練教師ノ状況 何名中何名応募等 | 学級数 |
|-----|-------|----|-------|-------------------------------|---------------------|-----|

(注記6)

發普一三七号 裁 11月1日 文書課長 (有原) 送 11月1日 起案者 (土田)

昭和十二年十月二十六日起案

学務課長 (伊藤) 事務官 (乙黒)

普通学務局長 (藤野)

次官

花押 (河原)

専門学務局長 (山田)

実業学務局長 (小笠原)

社会教育局長 (田中)

案 (柴沼)

年 月 日

地方長官

次官

一

子科、専門部、
教員養成所ヲ有
セザル大学及女
子ノ学校、盲、
聾啞学校ヲ除ク

直轄学校長
公立大学、高等学校
及専門学校長

各宛

教練実施ニ要スル補助員臨時派遣ニ関スル件

今次ノ支那事変ニ依リ配属将(校)若ハ其ノ代理ノ兼務校数著シク増加シ且ツ教練教師ニシテ応召セル者モ相当数ニ達セル為教練実施上困難ヲ来セル学校尠ザルモノアリト被認ニ付テハ陸軍省ト協議ノ結果最寄陸軍部隊ヨリ部隊ノ業務ニ支障ヲ来サザル範圍内ニ於テ准士官又ハ下士官ヲ真ニ派遣ノ要アリト認ムル学校(大学学部及陸軍現役将校ヲ配属シアラザルモノヲ除ク)ニ對シ其ノ申出ニ依リ臨時派遣シテ教練実施ノ補助ニ当ラシメラル、場合有之(ベキ)コト、相成タルニ付左記事項御了知ノ上可然御処置相成度

追テ派遣方ヲ希望スル学校ト雖陸軍部隊ノ業務ノ都合及学校ノ実情ニ依リ派遣セラレザルコトアルベク尚教練教師応召中ノ善後措置及従来ノ欠員補充ニ関シテハ本援助ノミニ頼ルコトナク充分御配慮相成度特ニ申添フ

記

- 一、手續 派遣方ヲ希望スル学校長ヨリ時間割其ノ他ノ参考資料ヲ添付シテ地方庁ニ申出デ地方庁ニ於テハ適宜之ヲ取纏メテ師団司令部ニ申出ヅルコト
- 但シ高等専門学校等ニアリテハ前項ノ資料ヲ添付シテ直接師団司令部ニ申出ヅルコト
- 一、經費 派遣ニ要スル旅費等ハ今回ニ限り陸軍側ニ於テ負担

(注記7)

スルモノトス

一、養護 補助員ノ学校ニ於ケル取扱ニ関シテハ教練実施ヲ補助セシムル範囲内ニ於テ配属将校ノ部下トシテ学校長ノ区処ヲ受クルモノトス

案ノ二

年 月 日 局長

陸軍省人事局長宛

教練実施ニ要スル補助員臨時派遣方ニ関スル件

十月廿五日付人徴第三三三三号ヲ以テ標記ノ件ニ関シ御回答有之タルニ付テハ右御回答ノ趣旨ニ基キ関係方面ニ対シ本日別紙ノ通り通牒致シタルニ付御了知相成度

(案ノ一ヲ添付スルコト)

(備考) 本件ハ陸軍省ト詳細打合せヲ了シタルモノナリ

人徴第三三三三三号

(注記8)

(注記9)

教練実施ニ要スル補助員臨時派遣方ニ関スル件回答

昭和十二年十月二十五日 陸軍省人事局長 阿南惟幾 印

文部省普通学務局長 藤野 恵殿

十月二十三日付発普一三七号ヲ以テ照会ニ係ル首題ノ趣了承致シタル処各部隊ハ動員、補充等ノ業務ノ為極メテ多忙ニシテ且幹部人少ナルニ付悉ク貴意ニ副ヒ能ハサルモ師団司令部ヲシテ関係地方当局並高等専門学校当局等ト協議ノ上部隊業務ニ支障

ヲ来ササル範囲内ニ於テ其ノ繁閑ヲ考慮シ真ニ援助ノ要アル学校ニ対シ准士官又ハ下士官ヲシテ配属将校ノ教練実施ヲ補助セシムル如ク努力スヘキ旨示達セラレタルニ付御諒相成度尚之ニ要スル派遣旅費ハ今回ニ限り陸軍側ニ於テ負担スルコトニ致スヘク又補助者ノ学校ニ於ケル取扱ニ関シテハ配属学校ノ教練実施ヲ補助セシムル範囲ニ於テ其ノ部下トシテ学校長ノ区処ヲ受クヘキ義ト被致タルニ付為念申添フ

(注記10)

發普一三七号 定 決 裁 10月23日 文書課長 10月23日 起案者 10月23日 送 發 10月23日 起案者 印

昭和十二年十月二十一日起案

学務課長 事務官

普通学務局長

次官

専門学務局長

実業学務局長

社会教育局長

案

年 月 日 局長

陸軍省人事局長宛

教練実施ニ要スル補助員臨時派遣方ニ関スル件

今次支那事変ニ依リ配属将校又ハ其ノ代理ノ兼務校数著シク増加シ且ツ教練教師ニシテ応召セル者モ相当数ニ達セル為教練実

施上困難ヲ来セル学校尠ザルモノアリト被認ニ付テハ教練ニ関スル陸軍、文部覚書三ノ2ニ依リ所要ノ補助員ヲ申出アリタル学校(大学学部及陸軍現^(加筆)役)將校ヲ配属シアラザルモノヲ除クニ臨時派遣シテ教練実施ニ当ラシメラル、様御取計相煩度此段照会ニ及ブ

(備考)

一、本照会ニ対シ陸軍省ヨリ実施ニ当リ必要ナル事項ヲ含メタル回答ヲ為スコトニ打合ヲ了セリ、之ニ基キ本省ヨリ地方長官其ノ他ニ対シ通牒スル予定ナリ

(注記1)

「急」

(注記2)

[12.11.18]

(注記3)

「完結」

(注記4)

「記録掛 16・9・18 受領」

(注記5)

「一一」(簿冊内件名番号)

(注記6)

「至急」

(注記7)

「回付月日/10月27日 実業」

(注記8)

(吉田)

(注記9)

「文部省 発普137号 昭和12・10・26」

(注記10)

「至急」

(下札)

(中山)

(加筆)

(普通牒)

／枚数 五

ねニ無期/聯繫 /登録追加 /件名 ^{地方庁}直轄各部 ^{採溜}〔宛〕

〔八通牒〕 教練実施ニ要スル補助員臨時派遣ニ関スル件/番号

發普一三七/結了年月日 昭一二 一一 二六/保存年限 ムキ

〔自昭7年2月至昭15年7月 学校教練〕
第2冊 文部省 3A.32-7.2540